

(様式 1-3)

東松島市復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

令和 2 年 6 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.		事業名	鳴瀬桜華小学校仮設プール解体事業	事業番号	◆A-1-4-2
交付団体		東松島市	事業実施主体 (直接/間接)	東松島市(直接)	
総交付対象事業費		16,524 (千円)	全体事業費	16,524 (千円)	
事業概要					
<p>東日本大震災の津波により全壊となった浜市小学校は、小野小学校と統合し鳴瀬桜華小学校となった。現在の鳴瀬桜華小学校では、被災した旧浜市小学校プールの代替として、平成 25 年度に鳴瀬桜華小学校に隣接する民間の土地を借りて仮設プールを整備し利用している。</p> <p>今回、仮設プールを設置している土地を地権者へ原型復旧したうえで返還する必要があることから、新校舎の移転整備までに必要となった仮設プールについて、効果促進事業により撤去するもの。</p> <p><b>【第 27 回申請額】 鳴瀬桜華小学校仮設プール解体工事費 16,524 千円 (国費 13,219 千円)</b></p>					
当面の事業概要					
令和 2 年 6 月 実施設計 令和 2 年 10 月 解体・撤去工事 (第 27 回申請) 令和 2 年 12 月 完了					
東日本大震災の被害との関係					
旧浜市小学校は、2.8mの津波により校舎 1 階の天井まで浸水し壊滅的な被害を受け全壊、そのほか体育館、プール、付属建物も同じく全壊しました。隣接区域の旧小野小学校の校舎間借りを経て、平成 25 年 4 月に同校と統合し、鳴瀬桜華小学校となっています。					
関連する災害復旧事業の概要					
平成 23 年度発生公立学校施設災害復旧事業 浜市小学校災害復旧工事 東日本大震災により被災した校舎及び屋内運動場等の移転新築を災害復旧事業で行なう予定であり、今後、災害査定を受け事業を実施します。なお、災害復旧方法については、文部科学省と協議を行い平成 24 年 3 月 13 日付けで「公立学校施設災害復旧費負担法第 5 条に規定する原形に復旧することが著しく不相当である場合と判断される」の回答を受けています。					

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業	
事業番号	A-1-4
事業名	公立学校施設整備費国庫負担事業 (鳴瀬桜華小学校校舎等整備事業)
交付団体	東松島市
基幹事業との関連性	
本事業で撤去する仮設プールは基幹事業で整備する新小学校施設完成までの間、新小学校に通う児童が代替施設として利用しているもので、基幹事業実施期間中の学習環境確保に資しており、基幹事業との関連性が認められる。	